

## 行田市人権施策推進基本方針等の見直し（改定）の概要について

## 【改定理由】

国や本市を含めた地方公共団体では、これまで人権の尊重を目指して、様々な取組を行ってきましたが、現実には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題など、多くの人権問題が未だに解決されないまま存在しております。

こうした人権侵害をめぐる様々な課題の解決に向けて、国では平成23年4月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更し、また、埼玉県では平成24年4月に「埼玉県人権施策推進指針」を改定し、本市では平成25年11月に「行田市人権施策推進基本方針」及び「行田市人権教育基本方針」を策定するとともに、「行田市同和行政基本方針」及び「行田市同和教育基本方針」を改定しました。

その後も、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する虐待相談は依然増加傾向であり、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による人権侵害や性的少数者（LGBTQ）の人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑化、多様化しております。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」のいわゆる人権3法が制定施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備もなされてきました。

こうした流れを受け、本市では平成30年12月に「行田市人権施策推進基本方針」、「行田市人権教育基本方針」、「行田市同和行政基本方針」及び「行田市同和教育基本方針」を改定しました。

その後も、令和2年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、陽性者とその家族のみならず、医

療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々や、その家族などに対する差別的取扱い、また病気や障がいを抱える家族の介護やケア、幼い兄弟の世話を日常的に行っているヤングケアラーの問題など、様々な人権問題も顕在化しております。

こうした中、埼玉県では、令和4年3月に「埼玉県人権施策推進指針」及び「埼玉県人権教育実施方針」を改定したほか、7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定施行されました。

本市では、人権関連の4つの方針が前回改定から5年が経過することから、これまでの取組の成果や令和元年11月に本市が実施した人権に関する意識調査の結果を踏まえるとともに、第6次行田市総合振興計画の中で掲げる「人権を尊重し平和を願うまち」をつくるため、「行田市人権施策推進基本方針」、「行田市人権教育基本方針」、「行田市同和行政基本方針」及び「行田市同和教育基本方針」を改定しようとするものです。

#### 【改定の方向性】

- ・「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」及び「埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）」の内容を踏まえ、改定します。
- ・「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」の施行や趣旨について追記します。
- ・各法律等の趣旨を踏まえ、施行後の課題を整理し、必要な取り組みについて追記します。
- ・令和元年度に実施した人権意識調査の結果を踏まえた内容とします。